

第六十九号議案

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（臨時的任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の三第一項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。）を除く。）」を削り、「及び地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

第十八条の見出し中「臨時的任用職員等」を「職員以外の企業職員」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、規定を整備する必要がある。